

仕様書

1 業務名称

もと波除老人憩の家石綿含有調査（分析調査）業務委託

2 実施場所（調査施設）

もと波除老人憩の家

所在地（地 番）大阪市港区波除2丁目2番7号

（住居表示）大阪市港区波除2丁目2番27号

軽量鉄骨造（基礎は鉄筋コンクリート造）平屋

延床面積 105.34 m²

建築 昭和53年3月

※別紙1 参照

3 履行期限

契約日から令和9年3月26日（金）までとする。

4 業務概要

本業務は、上記対象施設の建材等について、受注者が試料を採取し、各検体について対象種（アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト）6種類の定性分析を行う。

5 業務内容

（1）作業計画書の作成

調査に先立ち、作業手順、分析方法等をまとめた作業計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。

（2）試料の採取、分析

① 試料採取にあたっては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】（令和4年3月厚生労働省）第1章. 建築物の解体・改修作業に係る石綿の事前調査方法―「1.8.2. 石綿を含む可能性のあるものの種別による試料採取の注意事項」を参照のうえ、実施すること。

② 原則として月曜日から金曜日（祝日は除く）の9時から17時までの間に行うこととし、事前発注者と日程を調整の上、決定する。

③ 試料の採取箇所は、別紙2（採取分析対象一覧表）、別紙3（採取箇所図）のとおりとし、アスベスト分析マニュアル【第2版】JIS A 1481-1を参照すること。（対象32検体）

なお、採取場所は手が届く場所を基本とし、天井及び庇裏等については、脚立足場等により行うものとする。ただし、その費用は受注者の負担とする。

- ④ 試料採取は、粉塵が飛散しないように採取面を常に湿潤状態に保ちながら行うこと。
- ⑤ 採取にあたっては、防塵マスク、手袋、保護衣を着用し作業すること。
- ⑥ 試料採取後は、飛散防止措置及び簡易補修（簡易補修用カラスプレー、飛散防止用スプレー接着剤、飛散防止用固化材の何れかによる）を行い、建材の飛散防止と劣化等が進行しないよう適切な処理を行うこと。なお、採取箇所の周辺と類似した色を使用すること。
- ⑦ 施設名、採取位置、検体数、検体採取日時及び調査員氏名等を記載した検体採取記録簿（任意の様式による）を発注者へ提出すること。
- ⑧ 試料の入れ物には、その都度採取した場所が分かるように明記すること。
- ⑨ 試料採取中の状況、試料採取後の状況及び採取した試料は、黒板等を使用し撮影する。
なお、各状況の写真は全景を撮影し、採取箇所が判別できるようにすること。
- ⑩ 分析方法は JIS A 1481-1 により、層別での分析を実施すること。
- ⑪ 分析結果が判明次第、発注者宛てに電子メール (tg0002@city.osaka.lg.jp) で速報を提出すること。
- ⑫ 分析調査の完了後、採取した試料や発生材等については、各種法令等に則り受注者の責任において適切に処理すること。

(3) 報告書（成果物）の作成及び提出

報告書（成果物）は以下の内訳のとおりとし、紙ベース 2 部、電子データ（CD - R）2 部提出すること。なお電子データは発注者の求めがあれば、電子メールでも提出すること。

- ① 分析結果
- ② 記録事項
- ③ 写真（採取前・後、粉じん防止処置後）
- ④ 採取位置図
- ⑤ 参考資料

※CD - Rを提出する際には、ウイルス対策ソフトで検査を行い、不正なプログラムの混入を阻止し、安全性を確保するものとし、成果物の盤面に次に掲げる事項を記載するか、または次にあげる事項を記載したラベルを貼付すること。電子メールで提出する際は、これら検査を行ったデータを使用すること。

ア 業務名称（契約名称）及び成果品の名称

イ 作成年月

ウ 発注者名及び受注者名 エ ウイルスチェックに関する情報

（ア）使用したウイルス対策ソフトの名称

（イ）ウイルス（パターンファイル）定義年月日

（ウ）ウイルスチェックを行った年月日

6 業務実施資格者 次の（１）（２）の要件を満たしていること。

（１） 試料採取者として、次のいずれかの資格（経験）を有していること。

- ① 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- ② 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に規定する一般建築物石綿含有建材調査者
- ③ 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に規定する特定建築物石綿含有建材調査者

（２） 含有分析実施者として、次のいずれかの資格を有していること。

- ① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業（旧称：石綿分析にかかるクロスチェック事業）」におけるカテゴリー１の評価区分１の合格認定技術者
- ② 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ③ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ④ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ⑤ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者。ただし、仕様書において指定された業務及び採用分析方法に係るものに限る。

7 貸与資料

もと波除老人憩の家石綿含有調査（事前調査）業務委託報告書

8 提出書類

（１） 契約締結後速やかに「業務責任者通知書」及び「業務担当者通知書」を提出すること。

なお、業務責任者と業務担当者については、兼務することができるため、兼務する場合は、「業務担当者通知書」の提出を省くことができる。

（２） 業務の着手時に「業務着手通知書」を提出すること。

（３） 発注者と協議のうえ「業務計画書・工程表」を速やかに作成し提出すること。計画書で業務実施体制を記載し、業務実施資格者の資格を明記すること。またその資格の写しを添付すること。

（４） 業務終了後速やかに「業務完了通知書」を提出すること。

9 再委託について

（１） 業務委託契約書（成果物型）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

② 試料採取、定性分析調査

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記（１）及び（２）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 特記事項

- (1) 受注者は、本事業の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。
- (2) 業務の実施にあたっては必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。（業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故発生の防止に努める。）
- (3) 業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者の責任とする。
- (4) 本業務の履行に必要な直接物品等は受注者で準備すること。また、施設内は、水道や電気（照明）が無い場合、作業に水や電気が必要な場合は受注者の負担において確保すること。
- (5) 施設周辺は常時駐車できないため、車両を使用する場合は近隣の有料駐車場を利用すること。なお、駐車に係る費用は受注者が負担すること。
- (6) 調査方法及び内容に修正・変更等が必要となる場合には、事前に発注者と協議し、決定するものとする。
- (7) 本委託の実施により知り得た情報は、他へ漏らしてはならない。また、本委託終了後も同様とする。

- (8) 見積書提出にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。なお、契約締結後に本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者で協議の上決定する。
- (9) 発注者は、受注者が業務委託契約書（成果物型）第44条第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約を解除することができるものとする。なお、発注者がこの契約を解除した場合においては、受注者は、物件に取り付けた機器を受注者の負担により速やかに撤去しなければならない。

11 納品先及び事業担当

〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25

大阪市港区役所協働まちづくり推進課 担当：田中、堀本

電話：06-6576-9734 ファックス：06-6572-9512 電子メール：tg0002@city.osaka.lg.jp